

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>第217回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の戒能委員と久枝地区の渡部孝志委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、堀江地区の井上徹郎推進委員に御出席を願っています。よろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>本日は、お手元に配布されております</p> <p>議案書のとおり、第1号～第8号の8件の議案が提出されておりますので、よろしく、御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和3年12月26日～令和4年1月25日までに専決処理した案件は4条届出が7件、5条届出が13件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、強化促進法により平成30年9月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が新規就農者に貸すとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、売却するとしております。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p>

	<p>3番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第1号～第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約154アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番と5番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、また譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の</p>

	<p>補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、譲受人は、農地約37アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約83アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番と8番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、譲受人は、農地約141アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は5件で、2番、4番、5番、7番、8番ですが、2番と5番、7番と8番は、併用案件であります。</p> <p>2番、4番、5番は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました2番・5番の案件について、本件譲受人は、久谷地区の農地を、借り受けと譲り受けにより、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、親戚の方のお力も借りながら、真剣に</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>続きまして、4番の案件について、本件譲受人は、久谷地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、地域の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いたします。</p> <p>次に、7番、8番は、所在地が堀江地区でありますので、井上推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>井上徹郎推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました7番・8番の案件について、本件譲受人は、今般、堀江地区の農地を譲り受け、新規農業をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第4号につきまして、事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内石風呂町に居住しております。</p>

この度、近隣の会社に通勤している方々及び近隣住民からの要望により、本申請地を 25 台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件申請人は、農地約 2,083 アールを耕作する農業法人であります。

平成 16 年 8 月に本申請地周辺を農地法 3 条許可にて取得しましたが、その頃より 200 平方メートルを超える農業用施設、農業用倉庫が建築されており、本来であれば、3 条許可に合わせて撤去若しくは転用許可を取って使用するべきところ、農地法の許可を得ないまま使用し、平成 30 年には農産物処理加工施設を建築し現在まで利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地は都市計画区域外に位置するため、都市計画法上の開発許可は不要な案件でございます。

本申請地の農地区分は、3 筆の内 1 筆が農業振興整備計画において定められた農用地区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断され、残りの 2 筆が、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されますが、いずれも例外許可事由の農業用施設、農産物処理加工施設に該当し、転用やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月 25 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3 番、本件申請人は、先ほど 2 番で御審議いただきました農業法人であります。

この度、新たな収入を得るため許可の更新が可能な一時転用として第 1 種農地の区域内にある本申請地 7,358 平方メートルの農地の内、支柱部分にあたる 2.84 平方メートルを利用した営農型太陽光発電施設を開設したいとしております。

発電出力 49.5 キロワット、パネル約 600 枚の支柱となる転用面積 2.84 平方メートルについて、10 年間の一時転用許可を受け、下部農地ではブルーベリーの栽培を行うとしており、営農に知見を有する者からの支障ない旨の所見も添付されています。

転用許可の諸条件も満たすことから、例外許可事由の一時転用に該当し、転用やむを得ないと判断されます。

なお、本申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され優良農地の案件として、今月 25

	<p>日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>また、一時転用の期間としましては通常 3 年以内とされておりますが、認定農業者が権利を有する農地を利用する場合は 10 年以内とされており、この期間の認定につきましても愛媛県農業会議の意見を聴き決定されることになっております。</p> <p>4 番、本件申請人は、農地約 48 アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>平成 31 年 3 月 26 日付けで、3 年間の一時転用として農地法第 4 条の許可を受け、農用区域内にある本申請地で、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電施設を開設し利用しておりますが、3 年間の一時転用許可期間が経過することから、引き続き事業を継続するため再申請が提出されたものでございます。</p> <p>本申請は、パネル 176 枚の支柱となる 1.14 平方メートルについての 3 年間の一時転用許可申請であり、シキミが植栽され、パネル施設による特段の支障もなく生育しており、営農に知見を有する者からの支障ない旨の所見も添付されております。</p> <p>また、本申請地は、農業振興整備計画において定められた農用区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月 25 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1,000 平方メートルを超える案件が 1 件で、2 番は、所在地が浅海地区でありますので、渡部丈司委員から説明をお願いします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件申請人は、北条地区で約 20 ヘクタールを所有・耕作する農業生産法人であります。農業経営において、農業用倉庫 3 棟、更衣室・トイレ・休憩室等の農業用施設 1 棟が必要であり、事業拡大に伴い、野菜・果物を処理・加工する農産物処理加工施設 1 棟を確保したいと考え、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、2番、3番、4番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は伊予鉄鷹子駅からおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、特別養護老人ホーム安寿会を運営する社会福祉法人でございます。</p> <p>既存の施設が老朽化していることから、施設の建替えを行うこととなり、この度、既存施設に隣接する本申請地を取得するとともに既存施設の敷地を併用し、新たに、特別養護老人ホーム・グループホーム・ショートステイ・デイサービスの各種福祉施設機能を一つにした鉄骨造3階建の福祉施設を建築し、露天駐車場、リハビリ用広場等も設置するとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている</p>

	<p>区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>なお、本件は、申請面積が 3,000 平方メートルを超える案件でございますので、今月 25 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>3 番、本件譲受人は両親と同居し、農地約 31 アールを耕作する農家の後継者であります。</p> <p>今般、議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>4 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>なお、第 1 種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>また、優良農地の案件であり、今月 25 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 6 号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1,000 平方メートルを超える案件が 1 件で、2 番は、所在地が久枝地区でありますので、渡部孝志委員から説明をお願いします。</p>
渡部孝志委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、社会福祉事業を営む社会福祉法人であります。既存の建物の老朽化が進み、建替えが必要となり、また、駐車場やリハビリ施設が不足していることから、隣接地所有者と交渉していたところ、話し合いがついたため、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、2番は、3,000平方メートルを超える案件であり、4番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、議案第7号、「令和3年度第11号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>12番は、久谷地区の平岡委員が譲受人の案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件13件の内、使用貸借権の設定は29筆、賃借権の設定は1筆、所有権移転が5筆で、設定総面積は、3万2,183平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が28筆、更新が2筆、売買が5筆となっています。</p> <p>番号1～番号9の譲受人は、約155アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

	<p>番号 12 の譲受人は、約 191 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 13 の譲受人は、約 797 アールを耕作する農業者で、畑と樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 4 年 2 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 7 号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和 3 年 12 月 26 日～令和 4 年 1 月 25 日までに専決処理した案件は 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 8 号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案8件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>愛媛県にオミクロン株感染拡大 特別警戒期間が出されてから4週間が経ちましたが、未だ感染は衰える様子はありません。本総会については、前回から委員全員での開催としましたが、その後、感染は拡大に転じ県内の新規陽性者は、日々、200名を越える状況で、その多くは松山市の感染者となっております。</p> <p>このような状況を踏まえ感染拡大防止対策の観点から、本日の総会より、再び委員半数での開催とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、次回の総会の日程についてです。</p> <p>来月の第218回総会は、3月10日 木曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上をもちまして、本日の第217回総会を閉会します。</p>
<p>徳本貴久局長</p>	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p>
<p style="text-align: right;">午前10時54分閉会</p>	